「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

| 許認可等の名称 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の変更許可 |
|---------|---|
| 根拠法令・条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項 |
| 所 管 課 | 環境保全 部 環境対策 課 |
| 審査基準 | 法第14条の5第1項の許可の申請に当たっては、事前協議等を要することとなり、詳細は同法施行規則その他要綱の定めるところによる。 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (変更の許可等) 第14条の5第1項(要旨) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、その特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、許可を受けなければならない。 第2項 ※前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、※同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。 ※第14条の4第5項「特別産業廃棄物収集運搬業の許可(更新を含む。)に係る基準等公開票」のとおり ※第14条の4第10項「特別産業廃棄物処分業の許可(更新を含む。)に係る基準等公開票」のとおり ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準) 第10条の13「特別産業廃棄物収集運搬業の許可の基準) 第10条の13「特別産業廃棄物収集運搬業の許可の基準) 第10条の17「特別産業廃棄物の分業の許可の基準) 第10条の17「特別産業廃棄物処分業の許可の基準) |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 おおむね2箇月 |
| | 標準処理期間 を設定できな い理由 |

別紙 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第十条の十三 法第十四条の四第五項第一号(法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。) の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 施設に係る基準
- イ 特別管理産業廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、 運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 廃油 (特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七において同じ。)、廃酸 (特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ(2)において同じ。)又は廃アルカリ (特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ(2)において同じ。)の収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
- ハ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。ホ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。
- へ 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪 臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないよ うに仕切り等が設けられている施設であること。
- 二 申請者の能力に係る基準
- イ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。
- (1) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に関し特に注意すべき事項
- (2) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い
- (3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置
- (4) 緊急時における連絡の方法
- ハ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。